

第2章 風水害等災害応急対策計画

災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第1節 組織及び動員計画

(実施主体：全対策部)

1 災害対策本部の組織

浦添市風水害等災害対策本部（以下「災害対策本部」という）の組織等は、「浦添市災害等対策本部条例」及び本計画の定めるところによるものとする。

- (1) 災害対策本部の組織編成は、図－2のとおりとする。ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。
- (2) 災害対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- (3) 災害対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、教育長、災害対策本部の各部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- (4) 災害対策本部の所掌事務は、表－2のとおりとする。
- (5) 各班は、原則として本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種類等により本部長が指示した班は設置されないものとする。

2 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部は、以下に掲げる基準により設置するものとする。

- ①気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水または高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。
- ②暴風、大雨その他の異常な自然現象により、市域内に重大な被害が発生したとき。
- ③大規模な火事、爆破その他これらに類する事故により、市域内に重大な被害が発生したとき。
- ④県に災害対策本部が設置された場合において、本市に災害対策本部設置の必要を認めたとき。
- ⑤前各号のほか、市域内に発生した災害に対し、特に強力、かつ、総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

(2) 災害対策本部設置に至らない場合の措置

①風水害等災害警戒本部の設置

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を、設置するに至らない時は、必要に応じて、副市長を本部長とした風水害等災害警戒本部を、以下の基準で設置する。

- ア 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水または高潮等の警報が発表されたのに伴い、市域内の災害に関する情報の収集・伝達などを特に強化して対処する必要があるとき。

- イ 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、市の全域または一部の地域に、災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- ウ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要があるとき。

3 本部長（市長）の参集途上における指示

本部長（市長）は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生した時は、参集途上にあっても、携帯電話等により、災害対策本部の設置、県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、さらに必要な指示を行うものとする。

4 本部長（市長）の権限

本部長（市長）は、災害予防または災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める時は、県及び防災関係機関、その他の関係者に対し、資料または情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

5 本部長が不在の場合

本部長が出張、休暇等による不在または連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により、代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに本部長等にこれを報告し、その承認を得るものとする。

1. 市長 → 2. 副市長 → 3. 総務部長 → 4. 防災危機管理室長

6 本部会議の開催

本部長は災害対策本部を設置した時は、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに参集する。本部会議において報告及び協議すべき事項は以下のとおりとする。

(1) 開催場所

市役所本庁4階庁議室、または9階講堂

(2) 主な報告事項

①各部の配備体制

②緊急措置事項

③主な協議事項

ア 被害状況に関すること

イ 応急対策に関すること

ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の指定に関すること

エ 災害対策本部の配備体制及び廃止に関すること

オ 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること

カ 災害救助法の適用及び激甚災害の指定に関すること

キ 市民へ緊急声明に関すること

ク 応急対策に対する予算及び資金に関すること

ケ その他本部長が必要と認める事項

7 災害対策の動員

(1) 災害対策本部は、災害の規模及び過程によって、次表の配備体制をとるものとする。

■災害対策配備基準

配備体制	配備基準	配備要員
警戒配備 (災害警戒本部) 指揮：本部長 (副市長) 招集事務：総務部長	1 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水または高潮等の警報が発表されたのに伴い、市域内の災害に関する情報の収集・伝達などを特に強化して対処する必要があるとき 2 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、市の全域または一部の地域に、災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき 3 災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要があるとき	1 各部の課長等は配置につく
第1配備 (災害対策本部) 指揮：本部長(市長) 招集事務：総務部長	1 市の全域または一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生する恐れがある場合 2 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により、市の全域または一部の地域に、重大な被害が発生した場合 3 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、市の全域または一部の地域に、重大な被害が発生した場合 4 市の全域または一部の地域に、災害救助法の適用する災害が発生した場合	1 各部の課長等は配置につく 〈全職員 3分の1程度〉
第2配備 (災害対策本部) 指揮：市長 招集事務：総務部長	1 災害により市全域にわたる被害が発生し、または局地的であっても被害が特に甚大な場合	1 各部の係長等は配置につく 2 その他の班員等は配置につく体制をとる 〈全職員の半数以上〉

(2) 配備要員及び指名

- ①各対策部の配備要員を、資料編に示す。ただし、この配備要員は災害の実情により、各対策部長において増減することができるものとする。
- ②各対策部長は、職員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。
- ③各対策部長は、「風水害等対策本部所掌事務及び配備要員数の目安」に基づいて、毎年4月1日現在で災害対策配備要員名簿を作成し、同月末日までに職員課長に提出するものとする。なお、配備要員に異動があった場合、その都度修正の上、職員課長に通知するものとする。

8 動員方法

- (1) 本部長は、気象警報等及び災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認める時は、直ちに本部会議を招集し、応急

- 対策等に必要な事項を決定するものとする。
- (2) 本部会議の招集に関する事務は、本部事務局班が行う。
- (3) 本部事務局班は、配備要員の配備規模が決定された時は、その旨各対策部長に通知するものとする。
- (4) 通知を受けた各対策部長は、直ちに対策部内の配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- (5) 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- (6) 各対策部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。

※資料編【災害対策本部】

○風水害等災害対策本部所掌事務及び配備要員数の目安

※資料編〔様式〕【配備要員関係】

- (1) 災害警戒本部における配備要員名簿
- (2) (3) 災害対策本部(第1・2配備)における配備要員名簿
- 参集(出動)記録簿

9 自主参集基準

職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したときまたは災害が発生するおそれがあることを知った時は、以後の推移に注意し、すすんで所属長と連絡を取り、または通信の途絶により連絡不能の場合は、自らの判断により、登庁するものとする。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生または発生するおそれがあることを知った時は、自ら登庁するものとする。なお、参集途上においては可能な限り被害状況の把握に努め、参集後直ちに班長に報告する。

また、班長は被害状況・参集人数を各対策部長及び防災危機管理室長へ報告する。

■自主参集基準

参集要員	参 集 基 準
警戒配備 防災関係職員 及び指定職員	1 市内で暴風、大雨、洪水または高潮等の警報が発表されたとき
第1配備 課長以上 全職員の3分の1	1 市内で暴風、大雨、洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生する恐れがあるとき 2 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により、市内に重大な被害が發せした場合 3 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、市内に重大な被害が発生した場合 4 市内に、災害救助法の適用する災害が発生した場合
第2配備 係長以上 全職員の半数以上	1 災害により市全域にわたる被害が発生し、または局地的であっても被害が特に甚大な場合

10 参集対象外職員

- (1) 療養中、妊娠中の女子または重傷を負った場合
 - (2) 親族に死亡者または重傷者がでた場合
 - (3) 自宅周辺で被害が発生し、地域で災害対応を行わなければならない場合
 - (4) 家族に高齢者、障がい者、乳幼児など職員の介護や保護が必要な人がいる場合
- 上記に該当するものは、所属長に連絡をとり、その承認を得るものとする。

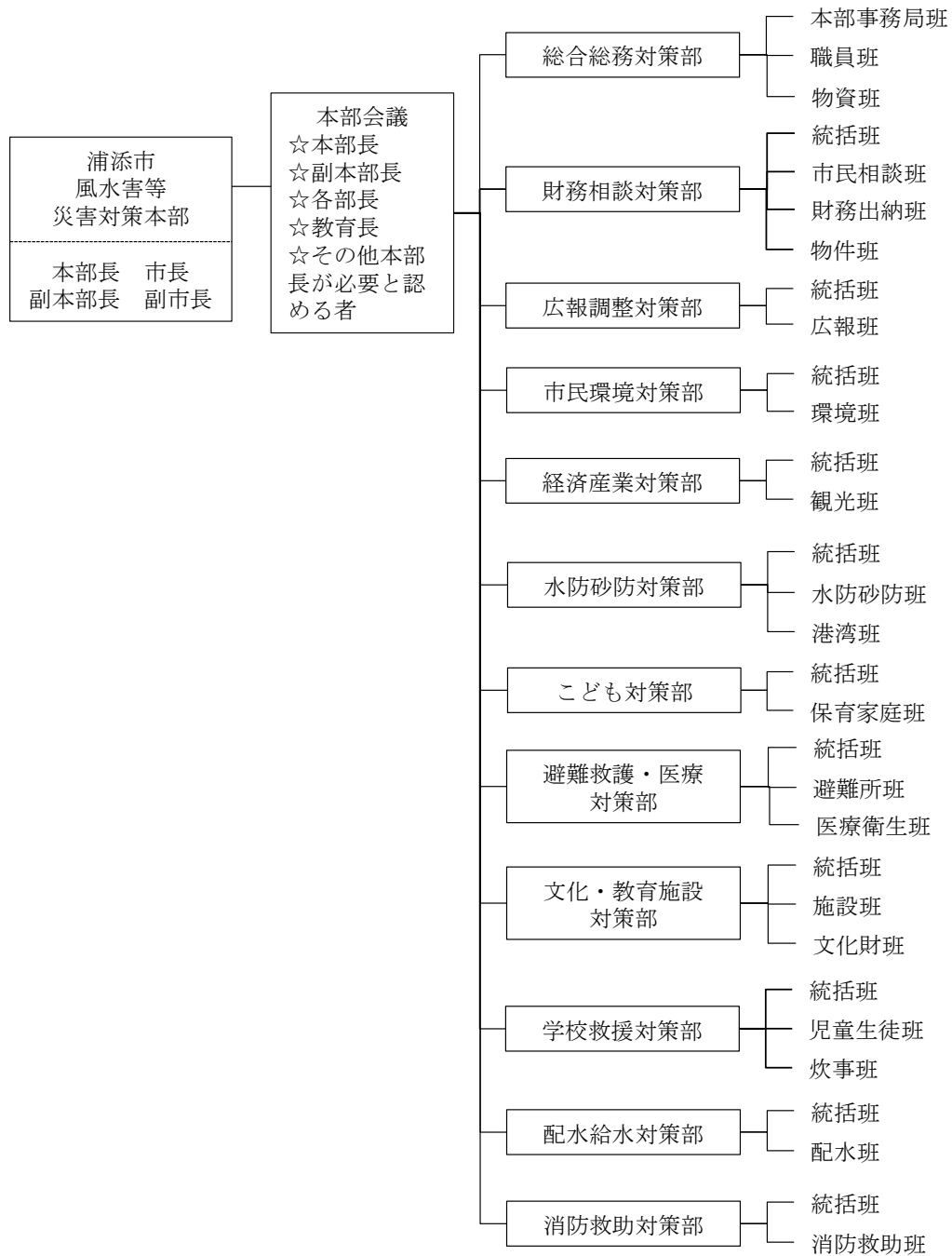
11 災害対策本部の解散

- (1) 災害対策本部は、災害応急対策を一応終了し、または災害発生のおそれなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったとき解散する。
- (2) 災害対策本部を設置または解散した時は、県、関係機関及び市民に対し、以下により通知公表するものとする。

■本部設置・解散における通知公表

担 当	通知・公表先	通知・公表方法
総合総務対策部 本部事務局班長	各部長	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃	県	電話その他迅速な方法
〃	浦添警察署	〃
広報調整対策部 広報班長	報道機関	〃
〃	市民	報道機関を通じて及びホームページ、フェイスブック、ツイッター等による方法

図－2 浦添市風水害等災害対策本部組織



表－2 浦添市風水害等災害対策本部・災害警戒本部 所掌事務（1）

部	班	所掌事務
総合総務対策部	本部事務局班	1 本部の設置及び解散に関すること 2 本部会議の庶務に関すること 3 本部長の指揮、命令の伝達に関すること 4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）に関すること 5 防災行政無線による情報配信に関すること 6 国、県、他市町村、各関係機関との連絡調整に関すること 7 自衛隊の派遣要請に関すること 8 応援協定に基づく要請に関すること 9 全対策部の連絡調整に関すること 10 災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること 11 災害記録に関すること 12 対策部内の連絡調整に関すること 13 ボランティアの受入・調整、広報に関すること
	職員班	1 職員の非常招集に関すること 2 職員の動員配備状況及び安否確認に関すること 3 災害従事職員の衛生・健康管理に関すること 4 災害従事職員の公務災害に関すること 5 災害対策活動従事者の食糧・飲料水・生活必需品の確保 6 被災職員の福利厚生に関すること 7 他班及び他対策部の応援に関すること
	物資班	1 救援物資の輸送に関すること 2 応援食料その他生活必需品の調達及び管理に関すること 3 他班及び他対策部の応援に関すること
財務相談対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関すること 2 対策部内の連絡調整に関すること 3 対策部内職員の動員・配置に関すること 4 災害対応に必要な経費の予算措置に関すること
	市民相談班	1 被災者に対する市税の減免措置に関すること 2 被災者に対する市税の徴収猶予に関すること 3 市民相談に関すること 4 被災者及び避難者の輸送に関すること 5 他班及び他対策部の応援に関すること
	財務出納班	1 災害対応に緊急に必要な金銭の出納に関すること 2 災害時における公金の管理に関すること 3 指定金融機関との連絡調整に関すること 4 歳入歳出に関すること 5 他班及び他対策部の応援に関すること
	物件班	1 所管施設の応急対策に関すること 2 市有車両の管理及び配車に関すること 3 市有財産の被害調査及びその他に関すること 4 被災家屋の状況調査及び報告に関すること 5 リ災証明書（火災以外）、その他の証明書の発行に関すること 6 他班及び他対策部の応援に関すること
広報調整対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関すること 2 対策部内の連絡調整に関すること 3 対策部内職員の動員・配置に関すること 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること 5 米軍基地及び関係機関との連絡調整に関すること
	広報班	1 災害情報の収集及び報道機関との連絡調整に関すること 2 災害に関するマスコミ発表、その他広報に関すること 3 災害の取材及び災害記録の収集に関すること 4 議会対応及び市議会議員からの問い合わせに関すること 5 市長、副市長の日程調整に関すること 6 災害見舞及び視察者の対応に関すること 7 ホームページやSNS等による災害情報の発信及び情報収集に関すること 8 沖縄県総合行政通信ネットワーク及び非常通信に関すること 9 庁内LAN等を利用した被害状況の収集及び発信に関すること 10 他班及び他対策部の応援に関すること
市民環境対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関すること 2 対策部内の連絡調整に関すること 3 対策部内職員の動員・配置に関すること 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること 5 自治会の被害状況調査及び連絡に関すること 6 避難所（自治会事務所）への被災者の収容に関すること
	環境班	1 ごみ収集及びし尿収集運搬、処理等の問い合わせに関すること 2 浸水家屋の衛生消毒に関すること 3 他班及び他対策部の応援に関すること

表－2 浦添市風水害等災害対策本部・災害警戒本部 所掌事務（2）

部	班	所掌事務
経済産業対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関すること 2 対策部内の連絡調整に関すること 3 対策部内職員の動員・配置に関すること 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること 5 商工被害調査に関すること 6 農・水産被害調査及び対策に関すること
	観光班	1 観光客等の被害状況調査及び情報収集に関すること 2 他班及び他対策部の応援に関すること
水防砂防対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関すること 2 対策部内の連絡調整に関すること 3 対策部内職員の動員・配置に関すること 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること 5 市民からの問い合わせ対応及び広報に関すること
	水防砂防班	1 公園等の被害調査及び対策に関すること 2 土地区画整理事業による施設に対する災害対策及び被害調査に関すること 3 災害時の応急対策工事等に関すること 4 土木業者への要請及び資機材の確保に関すること 5 道路・橋梁等の災害応急に関すること 6 交通安全施設の維持補修に関すること 7 土木関係災害に対する警戒巡視に関すること 8 土木関係の災害応急に関すること 9 障害物の除去に関すること（一時保管含む） 10 交通規制に関すること 11 地滑り防止対策及び急傾斜地の災害対策に関すること 12 土砂災害警戒区域の災害対策に関すること 13 水路等の警戒巡視に関すること 14 下水道施設の被害状況の収集及びその応急対策に関すること 15 他班及び他対策部の応援に関すること
	港湾班	1 所管施設の被害状況等の情報収集に関すること 2 他班及び他対策部の応援に関すること
こども対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関すること 2 対策部内の連絡調整に関すること 3 対策部内職員の動員・配置に関すること 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること
	保育家庭班	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 避難誘導及び福祉避難所の開設、運営、管理、支援に関すること 3 乳幼児、児童の安全確保及び避難に関すること 4 乳幼児及び妊産婦の救護に関すること 5 他班及び他対策部の応援に関すること
避難救護・医療対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関すること 2 対策部内の連絡調整に関すること 3 対策部内職員の動員・配置に関すること 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること 5 避難行動要支援者等に対する情報収集及び安全確保等に関すること 6 災害救助法の適用申請に関すること
	避難所班	1 避難誘導及び避難所の開設、運営、管理、支援に関すること 2 他班及び他対策部の応援に関すること
	医療衛生班	1 避難者等の健康維持に関すること 2 避難所の保健衛生に関すること 3 他班及び他対策部の応援に関すること
文化・教育施設対策部	統括班	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関すること 2 対策部内の連絡調整に関すること 3 対策部内職員の動員・配置に関すること 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関すること
	施設班	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2 避難所における施設整備に関すること 3 他班及び他対策部の応援に関すること
	文化財班	1 所管施設等の被害調査及び災害対策に関すること 2 他班及び他対策部の応援に関すること

表－2 浦添市風水害等災害対策本部・災害警戒本部 所掌事務（3）

部	班	担当課（☆：班長）	所掌事務
学校救援対策部	統括班	☆学校総務課	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関する事 2 対策部内の連絡調整に関する事 3 対策部内職員の動員・配置に関する事 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関する事
	児童生徒班	☆学校教育課 こども青少年課 幼稚園 教育研究所	1 学校長及び保護者に対する連絡調整に関する事 2 児童・生徒の登下校の安全に関する事 3 他班及び他対策部の応援に関する事
	炊事班	☆学校給食調理場	1 炊き出しに関する事 2 他班及び他対策部の応援に関する事
配水給水対策部	統括班	☆水道総務課 営業課	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関する事 2 対策部内の連絡調整に関する事 3 対策部内職員の動員・配置に関する事 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関する事 5 給水及びその指示に関する事 6 応急給水に関する事 7 給水に関する市民・マスコミ等への対応や広報に関する事 8 水道庁舎の災害対策及びその指示に関する事
	配水班	☆配水課	1 水道施設の被害状況の収集に関する事 2 水道施設の応急復旧に関する事 3 災害復旧資機材の確保に関する事 4 他班及び他対策部の応援に関する事
消防救助対策部	統括班	☆消防総務課 情報指令課 予防課	1 対策部内の被害状況等の収集及び総合総務対策部への報告に関する事 2 防災関係機関及び部内の連絡調整に関する事 3 対策部内職員の動員・配置に関する事 4 対策部内の災害対策に必要な経費に関する事 5 気象情報等の収集・広報伝達に関する事 6 リ災証明書（火災）の発行に関する事 7 他班の応援に関する事
	消防救助班	☆消防署 牧港出張所 内間出張所	1 水路等の災害応急対策、被害調査に関する事 2 災害防除及び救助、避難に関する事 3 救急医療に関する事 4 警戒区域の設定及び住民の避難誘導に関する事 5 職員・団員の招集及び配置に関する事

第2節 気象警報等の伝達計画

(実施主体：気象庁、消防救助対策部、NTT 西日本沖縄支店、日本放送協会)

災害の発生または拡大を未然に防御するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達し警報等の発表基準、伝達体制の市民に対する周知徹底及び異常現象発見時の措置等については以下により実施する。

1 警報等の種類及び発表基準

(1) 気象業務法に定める警報等

①気象注意報

気象現象によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

②気象警報

気象現象によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

③気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合その旨を警告して行う予報。最大級の警戒を呼びかけて行う。

■警報・注意報基準一覧表

発表官署		沖縄気象台	
担当区域		沖縄本島地方	
一時細分区域		本島中南部	
市町村等をまとめた地域		南部	
警報	暴風（平均風速）	25m/s	
	波浪（有義波高）	6.0m	
	高潮（潮位：標高）	2.0m	
	大雨	（浸水害）雨量基準	1時間雨量 70mm
		（土砂災害）土壌雨量指数基準	192
	洪水	雨量基準	1時間雨量 70mm
注意報	強風（平均風速）	15m/s	
	波浪（有義波高）	2.5m	
	高潮（潮位：標高）	1.3m	
	大雨	雨量基準	1時間雨量 40mm
		土壌雨量指数基準	134
	洪水	雨量基準	1時間雨量 40mm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 60%	
	濃霧（視程）	陸上 100m 海上 500m	
	低温	最低気温 5℃以下	
	霜	最低気温 5℃以下	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 110mm	

④気象情報等

気象の予報等に関し警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は以下のとおりとする。

■台風情報

台風の大きさ（風速 15m/s 以上の半径）			台風の強さ（最大風速）		
大	型	500km 以上 800km 未満	強	い	33m/s 以上 44m/s 未満
超	大	800km 以上	非常に強い		44m/s 以上 54m/s 未満
			猛	烈	54m/s 以上
			な		

※上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

⑤大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報は、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表され、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、危険度分布が色分けで表示される。例えば土砂災害警戒判定メッシュ情報では、特に「極めて危険」（濃い紫色）が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状態となっており、命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない状況である。内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」では、「土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする」とされている。また、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」では、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断として、例えば水位周知河川においては、水防団待機水位を超えた状態で流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達し急激な水位上昇のおそれがある場合、その他河川等においては洪水警報の発表に加えさらに流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合を参考に目安を設定することが考えられるとしている。なお、警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。

■警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

⑥警報級の可能性

5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

⑦地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄气象台が発表する。

ア 地方海上予報区の範囲と細分名称

(ア) 沖縄气象台担当地方海上予報区
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）

(イ) 細分名称

沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）
東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）
沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

イ 地方海上警報の種類と発表基準

■地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
カシヅ ヨウケイホウ 海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カシヅ ヨウノウメイホウ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が 500m 以下（0.3 カリ以下）
カシヅ ヨウカゼケイホウ 海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.2m/s 未満 （28 ノット以上 34 ノット未満）
カシヅ ヨウキョウフウケイホウ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2～24.5m/s 未満 （34 ノット以上 48 ノット未満）
カシヅ ヨウボウフウケイホウ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5～32.7m/s 未満 （48 ノット以上 64 ノット未満）
カシヅ ヨウタイフウケイホウ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	最大風速が 32.7m/s 以上 （64 ノット以上）

（2）水防警報等

①水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は（1）の①・②・③に定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

■水防活動用気象警報等

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 （大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

②水防警報

水防警報とは、洪水、津波または高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

③氾濫警戒情報

市は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川・水路の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

氾濫警戒情報の伝達については、本節に定める方法により行うものとする。

(3) 消防法に定める火災警報等

①火災警報

市長は、消防法の規定により、県知事から市域を対象として、火災気象通報を受けたとき、または気象状況が以下のように火災の予防上危険であると認められる時は、「火災警報」を発令できる。

ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7メートル以上の見込みのとき。

イ 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき(降雨中は通報しないこともある)。

②火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

(4) 市長が行う警報等

市長は、沖縄気象台その他の国の機関から災害に関する予報または警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する警報をした時は、当該予報若しくは警報または通知に係る事項を関係機関及びその他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認める時は、市長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知または警告を行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村ごとに土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報等で確認できる。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されている時は、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する。

市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

土砂災害警戒情報の伝達については、本節に定める方法により行うものとする。

(6) 記録的短時間大雨情報

気象台は、県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で確認できる。

(7) 竜巻注意情報

気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった場合を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を気象台が受け持つ一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

2 警報等の発表及び解除等の発表機関

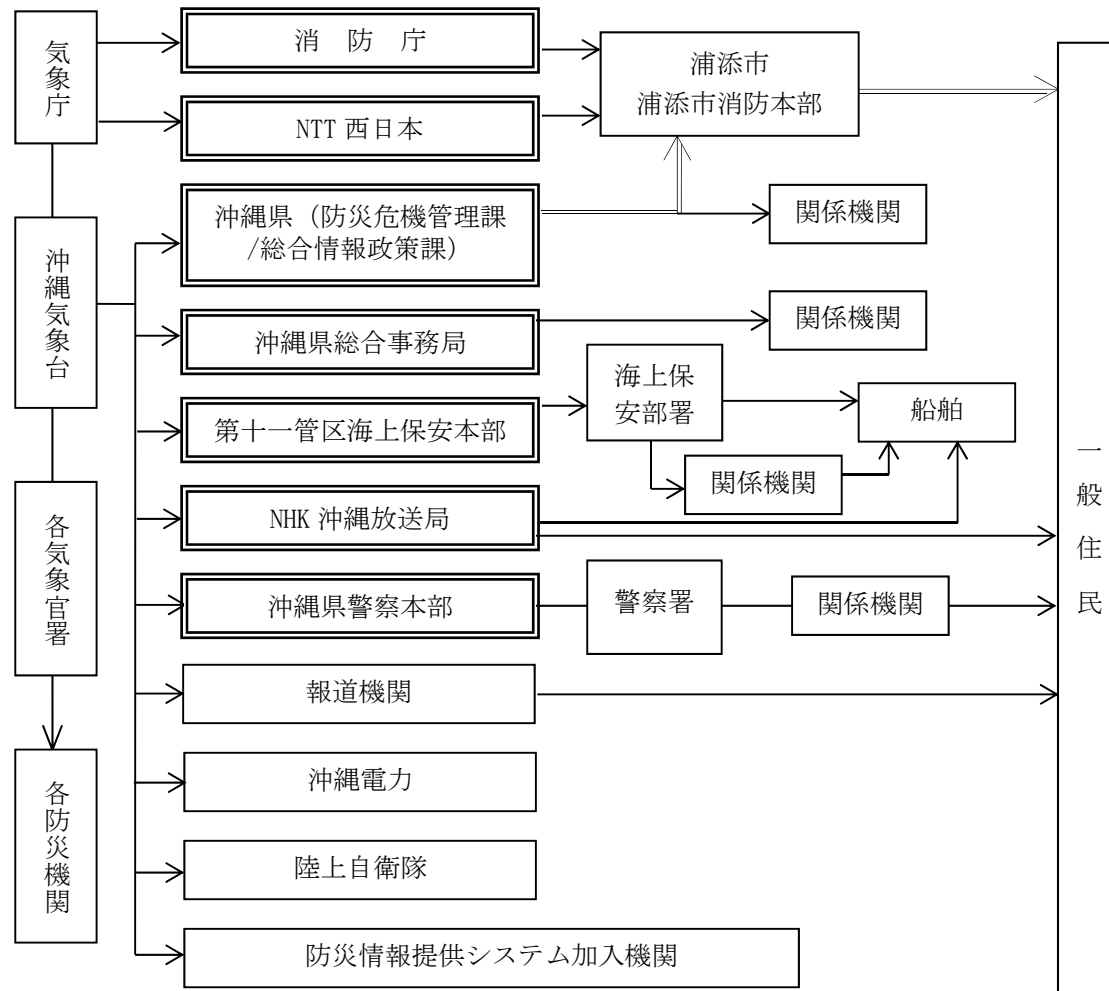
警報等の発表及び解除は以下の機関で行うものとする。

■警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の種類	発表機関名	対象区域
(注意報) 大雨、洪水、強風、波浪、高潮、濃霧、雷、乾燥、霧、低温 (警報) 大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、波浪、高潮 (特別警報) 大雨、暴風、波浪、高潮 (記録的短時間大雨情報) (竜巻注意報)	沖縄気象台	沖縄本島及び久米島 (周辺離島を含む)
火災警報	市長	市町村別
水防警報	知事	河川、湖沼または海岸
土砂災害警戒情報	県及び気象台	市町村別

3 気象警報等の伝達

(1) 気象警報等の伝達系統図



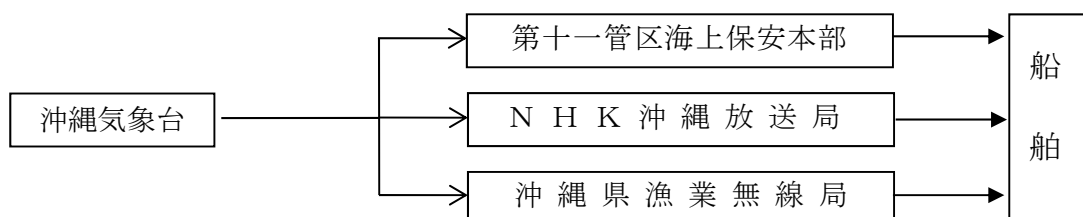
※二重線の経路は、気象業務法第15条2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法令伝達先。

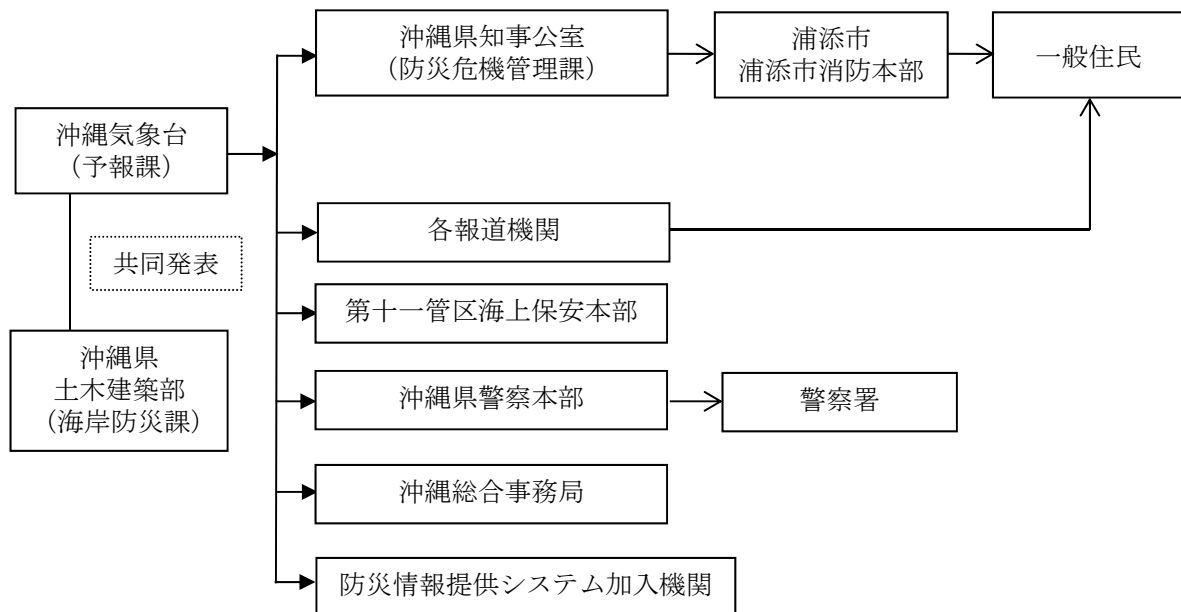
(2) 火災警報等の伝達系統図



(3) 地方海上警報等の伝達系統図



(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図



4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象または地象に関し異常現象を発見したものは、災害の拡大を最小限にとどめるため、その発見場所、状況、経過等の情報をできるだけ具体的に以下により速やかに通報しなければならない。

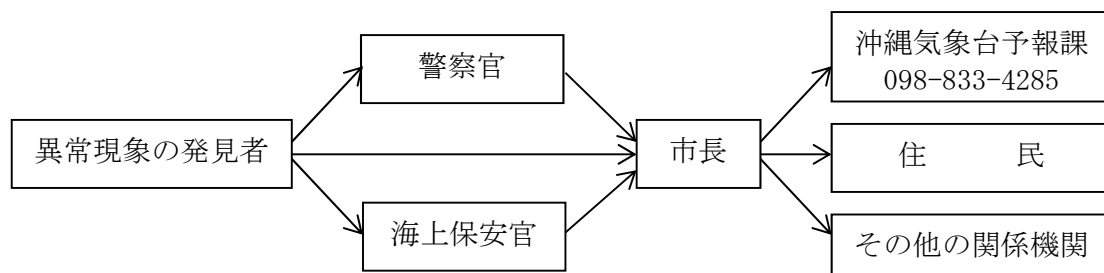
(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、概ね以下に掲げる現象をいう。

■通報を要する異常現象

事 項	現 象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等
地象に関する事項	土砂災害 関係	土石流 山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ がけに亀裂が入る、小石がパラパラ落ちてくる等
		地すべり 地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

(2) 異常現象発見者の通報系統図



(3) 異常気象発見時の通報要領

- ①災害が発生するおそれがある異常な現象は災害の拡大を未然に防ぐため、その発見現場、現況、経過等をできるだけ具体的に情報の発見者から市長または警察官若しくは海上保安官を通して市長に、または直接市長に通報する。
- ②通報を受けた市長は、異常現象発見者の速報系統図によりそれぞれの関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。その際、市長は沖縄気象台に通報する。
- ③市長から気象官署に対する通報は公衆電話または電話によることとし、その通報に要する経費は市の負担とする。

第3節 水防計画

(実施主体：水防砂防対策部、消防救助対策部)

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）に基づき洪水、高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため市内の各河川及び海岸等に対する水防上、必要な事項（監視、警戒、通信連絡、輸送及び水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な器具、資材施設の整備と運用、避難、立退き等）について定めるものとする。

1 実施責任者

この計画による実施は、市長が行う。

2 水防の責任

(1) 水防管理団体（市）の責任（法第3条）

市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 居住者等の水防義務（法第24条）

水防管理者（市長）または消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、当該水防管理団体の区域内に居住する者、または水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(3) 災害補償（法45条）

(2)において水防に従事した者が水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、または水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となった時は、水防管理団体は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者またはその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

3 水防知識の普及

水防知識の普及は、県・水防管理団体において以下の方法により行うほか適宜、関係機関の協力を得て行うものとする。

(1) 水防月間

毎年5月の水防月間を通して、各機関の協力を得て、市民一般に水防の重要性と水防思想の普及を図り、水防に対する市民の理解と協力を深めるものとする。

(2) 新聞、ラジオ、テレビ、その他一般広報誌等による普及

- ①ラジオ、テレビ等の放送による普及
- ②新聞による普及
- ③広報誌その他の刊行物による普及
- ④その他の方法による普及

4 水防管理者の措置

水防管理者は、県水防本部または所轄土木事務所等から、注意報または警報の通知を受けたときまたは自ら必要と認めた時は、直ちに、消防機関を水防活動体制に入らせるとともに管内の状況を県水防本部または所轄土木事務所長等に報告するものとする。

5 出動

(1) 出動準備

水防管理者は、以下の場合、消防機関に対し出動準備をさせる。

- ①河川の水位が上昇し、危険が予想され、かつ、出動の必要が予想されるとき。
- ②気象状況等から、高潮または津波の危険が予知されるとき。

(2) 出動

水防管理者は、以下の場合直ちに、消防をもってしてあらかじめ定められた計画に従い出動せしめ、警戒配置につかせ、その旨所轄土木事務所長等に報告するものとする。

- ①河川の水位が上昇し、非常事態が予想されるとき。
- ②堤防等に異常を発見したとき。
- ③気象状況により、高潮または津波の危険が予知され非常事態が予想されるとき。

6 水防非常配備体制

通常勤務から水防非常配備体制への切替を確実にを行うため、本部長は災害対策準備体制から災害警戒本部における第1から第2配備を用いて、以下の要領により配備を指示するものとする。

(1) 水防非常配備体制の種類

体 制 別	配 備 内 容
第1配備体制	気象情報により警戒を必要とする場合、情報連絡に必要な人員を配備するものとする。
第2配備体制	水防対策を要する事態の発生が予想されるに至った場合、または情報を総合して事態が切迫した状態が認められるとき、完全水防体制のため所属人員全員を配備するものとする。

7 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者または消防長は、常時巡視員を設け随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所がある時は当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は、出動命令したときから水防区域の警戒を厳重にし、特に既往被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防等を巡視し、異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに土木事務所長等に報告し、土木事務所長等は県水防本部に報告するものとする。

(3) 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合、消防機関に属するものは警戒区域を設定し水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限しまたはその区域からの退去を命ずることができる。

8 非常事態の発生と水防作業

(1) 非常事態の発生

堤防等が決壊し、またはこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者は直ちにその旨を所轄土木事務所長等、並びにはん濫のおそれのある方向の隣接地域の水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通報するとともに被害の拡大を防止しなければならない。

(2) 応援

水防のため、緊急の必要がある時は、水防管理者は他の水防管理者または消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はできる限り、その求めに応じなければならない。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。

9 避難のための立退き

- (1) 洪水、高潮、津波等により著しく危険が切迫していると認められる時は、法の規定に基づき水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退き、またはその準備を指示する。避難先、避難経路等については所轄警察署長とあらかじめ協議し、住民に周知せしめる等必要な措置を講じておかなければならない。
- (2) 原則として避難は各自で行うものとし、必要に応じ関係機関の車両等を利用する。

10 水防管理団体の費用負担（法第41条）

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

11 利益を受ける市町村の費用負担（法第42条）

水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受ける時は、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- (1) 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- (2) 前項の規定による協議が成立しない時は、水防管理団体または市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- (3) 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体または市町村がある時は、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

12 都道府県の費用負担（法第43条）

この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

13 水防解除

水防管理者は水位が減じ、警戒の必要がなくなったときまたは高潮若しくは津波のおそれがなくなった時は管理区域の水防活動体制を解除し、一般に周知させるとともに土木事務所長等にその旨報告するものとする。

14 水防施設及び水防器具

- (1) 水防管理団体は管内における水防を十分に果たす責任を有し水防活動が円滑に運用されるよう必要に応じて水防倉庫または水防資材の備付場等を設置し必要な水防機材等を準備しておくものとする。
- (2) 土木事務所等は水防管理団体の備蓄水防資機材の不足が生じた場合、緊急事態に対し応援するための資機材を準備し、水防上緊急な場合、または水防管理者からの要請があった場合土木事務所等の判断で使用するものとする。

15 水防訓練

- (1) 水防作業は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので、以下のよう
な事項について平素から十分な訓練を実施するものとする。
- ①観測（水位、潮位、雨量、風速）
 - ②通信（電話、無線電話、電報、ファックス、伝達）
 - ③動員（水防団、消防団の動員、居住者の応援）
 - ④輸送（資材、器材、人員）
 - ⑤工法（各水防工法）
 - ⑥避難、誘導、救援
- (2) 県は各関係機関の団体等の協力を得て総合訓練を実施するものとし、特に水防工法、
通信連絡等を中心とした訓練を地区別に実施するものとする。
- (3) 水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に水防訓練を行うものとする。
- (4) 水防管理団体が実施する水防訓練について、あらかじめ所轄土木事務所長等に通知
するものとし、結果を報告するものとする。

第4節 土砂災害応急対策計画

（実施主体：水防砂防対策部、消防救助対策部、総合総務対策部）

この計画は、土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法など関連法令に基づき指定された危険区域の警戒避難体制を定め、被害を軽減し、市民の安全を図るものである。

1 危険区域の概要

危険区域の概要を、資料編に示す。

2 組織及び所掌事務

第2章 第1節 組織及び動員計画により、各部が緊密な連携のもとに危険区域の総合応急対策を行うものとする。

3 情報の収集及び伝達

気象警報等及び危険区域の状況等災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、第2章 第2節 気象警報等の伝達計画、第3章 第2節 災害状況等の収集・伝達計画及び同第3節 災害広報計画により、迅速、確実に行うものとする。なお、危険区域の情報の内容は急傾斜地の地表水、湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等とする。

4 降雨量の測定

沖縄気象台による（短時間雨量基準、土壌雨量指数基準）観測結果により、防災情報提供システムから発表される通報レベル表示に基づき、危険区域の警戒体制をとるものとする。

5 危険区域における警戒体制

(1) 警戒体制の基準雨量

区 分	二次細分区域	市町村	基準雨量	土壌雨量 指数基準
第1警戒体制 (大雨注意報)	南 部	那覇市	R 1 =40	109
		浦添市	R 1 =40	134
		糸満市	R 1 =40	130
		豊見城市	R 1 =40	144
		南城市	R 1 =40	95
		西原町	R 1 =40	143
		与那原町	R 1 =40	137
		南風原町	R 1 =40	144
		八重瀬町	R 1 =40	102
第2警戒体制 (大雨警報)	南 部	那覇市	R 1 =70	156
		浦添市	R 1 =70	192
		糸満市	R 1 =70	187
		豊見城市	R 1 =60	206
		南城市	R 1 =70	137
		西原町	R 1 =60	205
		与那原町	R 1 =70	197
		南風原町	R 1 =70	206
		八重瀬町	平坦地：R 1 =70 平坦地以外：R 1 =80	147

発表の基準

二次細分区域（南部）市町村の最も数値の低い短時間雨量基準、土壌雨量指数基準の値を基準に発表される。

(2) 警戒体制の内容

- ①第1警戒体制……危険区域の警戒、巡視及び必要に応じて避難準備を行うように広報する。
- ②第2警戒体制……住民等に対し、第3章 第3節 災害広報計画、同第6節 避難計画により、基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を行うものとする。

6 危険区域の警戒及び巡視

危険区域の警戒巡視は水防砂防対策部及び消防救助対策部が当たるものとする。

7 避難及び救助

災害から住民を保護するため、避難の必要が生じた場合は、第3章 第6節 避難計画

により避難勧告、指示等の処置を行うものとする。

なお、危険区域住民の避難場所は、同計画に定める避難予定場所とする。

※資料編〔避難施設・物資等〕

- 一時避難場所（公園）一覧
- 収容避難所（学校）一覧
- 福祉避難所（児童センター）一覧
- 小規模災害時の避難所（自治会事務所）一覧

8 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報に関しては、「沖縄県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」（平成18年4月28日）及び同協定に基づく「沖縄県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき運用するものとする。その主な内容は以下のとおりである。

（1）作成・発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により沖縄県と気象庁が共同で作成・発表する。

（2）目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

（3）発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とする。

（4）市の対応

市は、土砂災害警戒情報や、補足情報、前兆現象や災害発生状況など総合的に判断して避難勧告を発令する。また、個別の土砂災害危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

9 その他

その他危険区域の災害応急対策にあたっては、第3章 各節に定める計画を総合的に運用し、万全を期するものとする。

第5節 台風災害応急対策計画

(実施主体：全対策部)

第1款 目的

本計画は、台風の常襲地帯となっている本県において、台風の接近及び接近のおそれがある場合の組織体制等を特別に掲げ、本市域の被害軽減を図ることを目的とする。

第2款 台風災害事前対策

1 防災知識等の普及計画

台風被害を最小限に抑えるためには、事前の対策が重要な要素である。

台風が発生し、沖縄本島地方に影響を及ぼすまでには時間的猶予があり、その間に対策を講じられるよう市民に対して下記事項の啓発・広報等を継続して行う。

■防災知識等の普及

実施区分	担当部課
防災知識の広報	防災危機管理室、消防本部
暴風時等の危険場所に関する注意喚起	防災危機管理室、消防本部、道路課、下水道課教育委員会
避難場所の設定及び利用に関すること	防災危機管理室
市民への協力事項（ゴミ収集日等）	環境保全課
気象情報に関すること	防災危機管理室

第3款 暴風警報発表時の体制

1 災害警戒本部

沖縄本島地方に暴風警報が発表されたとき、または発表されるおそれがある時は、市役所本庁内に副市長（副市長が不在または連絡不能な場合は総務部長）を本部長とする風水害等災害警戒本部（以下、「災害警戒本部」という）を設置し、警戒体制をとるものとする。

また、台風が勤務時間外及び祝祭日に接近することが予想される場合には、事前に設置日時等の協議を行い、その決定事項を各対策部の班長等へ指示し備えるものとする。

(1) 災害警戒本部員

災害警戒本部員を、資料編に示す。

(2) 災害警戒本部での主な協議事項

本部長は、災害警戒本部を設置した時は、速やかに本部会議を開催し、本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね以下のとおりである。

また、災害警戒本部員以外で、本部長が特に必要と認める者について本部会議へ出席させることができるものとする。

■災害警戒本部での報告・協議事項

開催場所	市役所本庁4階庁議室または9階講堂
主な報告事項	ア 各対策部の配備体制に関すること イ 災害、被害状況に関すること
主な協議事項	ア 応急対策に関すること イ 避難準備・高齢者等避難開始に関すること ウ 避難勧告、避難指示（緊急）の指定に関すること エ 災害対策本部の設置に関すること オ 災害警戒本部の解散に関すること カ 閉庁に関すること キ その他本部長が必要と認めること

(3) 警戒配備要員

警戒配備要員（以下、配備要員とする。）は、基本的に資料編に示すとおりとするが、災害状況により各対策部長が配備要員の増減を指示するものとする。

その際、各対策部長（各統括班）は出勤した配備要員の名簿（配備要員名簿）を作成し、総合総務対策部職員班に報告するものとする。

また、配備要員等に指示されていない職員は、緊急事態に備え自宅待機とする。

※資料編〔災害対策本部〕

○風水害等災害対策本部所掌事務及び配備要員数の目安

(4) 警戒準備

配備要員は情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。

また、消防本部と密接に連携し、軽微な災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

(5) 災害警戒本部の解散

本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなつたと認める場合は、災害警戒本部を解散し、被害状況、対策活動状況等を必要に応じて市長に報告するものとする。

また、災害警戒本部解散後、総務部防災危機管理室長は速やかに各配備要員へその旨を連絡する。

2 災害対策本部

市全域にわたって台風により甚大な被害が発生したとき、または甚大な被害が発生するおそれがある時は、市長を本部長とする風水害等災害対策本部（以下「災害対策本部」という）を設置する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置については、災害警戒本部員で協議し、災害対策本部への移行が必要と認められる場合、市長に状況を説明し、市長は災害対策本部の設置を決定する。

また、下記以外の事項については、「第2章 風水害等応急対策計画」「第3章 共通の応急災害対策計画」によるものとする。

(2) 災害対策本部員

災害対策本部員は、「第2章 第1節 組織及び動員計画」のとおりとする。

(3) 災害対策本部での協議事項

本部長は、災害対策本部を設置した時は、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね以下のとおりである。

また、本部員以外で、本部長が特に必要と認める者について本部会議へ出席させることができるものとする。

■災害対策本部での報告・協議事項

開催場所	市役所本庁4階庁議室 または9階講堂
主な報告事項	ア 各対策部の配備体制に関すること イ 災害、被害状況に関すること
主な協議事項	ア 応急対策に関すること イ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること ウ 関係機関への応援要請に関すること エ 避難準備・高齢者等避難開始に関すること オ 避難勧告、避難指示（緊急）に関すること カ 警戒区域の指定に関すること キ 災害救助法の適用に関すること ク 応急対策に要する予算及び資金に関すること ケ 国、県への要請及び陳情に関すること コ その他災害対策の重要事項に関すること

(4) 対策配備要員

災害対策本部が設置された場合の災害対策配備要員（以下、配備要員とする。）については、「第2章 第1節 組織及び動員計画」によるものとする。

その際、各対策部長（各統括班）は出勤した配備要員の名簿（配備要員名簿）を作成し、統合総務対策部に報告するものとする。

(5) 警戒活動

配備要員は情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。

また、消防本部と密接に連携し、災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

(6) 災害対策本部の解散

対策本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなったとき、または応急対策活動を終了した場合は、災害対策本部を解散するものとする。

なお、災害対策本部解散後、総務部防災危機管理室長は速やかに各配備要員へその旨を連絡する。

※共通事項

①住民から避難等の要請があった場合は、市役所内で受入れるものとする。また、大規模な避難等を要する時は、第3章 第6節 避難計画で指定しているとおりとする。

②災害救助に関する情報及び緊急連絡があった場合は、市消防本部と防災危機管理室に速やかに報告するものとする。

- ただし、緊急性を要しやむを得ない場合は、事後報告しても差し支えないものとする。
- ③各課等で主管して行われる行事・イベント等の対応については、基本的に担当部課等が判断して対応するものとする。